**国際ロータリー第２７９０地区危機管理規程集（案）**

１）地区青少年保護方針・*・・・・・・・・・・・・・・*・・・・・・・・2

付則１：ボランティア申込書提出者・・・・・・・・・・・・・・・・・10

２）虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針 ・・・・・・・12

３）青少年プログラムボランティア申込書 ・・・・・ ・・・・・・・17

４）国際ロータリー第2790地区　危機管理総則 ・・・・・・・・・24

５）国際ロータリー第２７９０地区　危機管理委員会規程 ・・・・26

付則１：危機管理委員会の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

クラブ・地区委員会への意見聴取用資料です。

ご高覧・ご検討をお願いします。

期日と連絡先

期　日：2021年11月6日

連絡先：D2790ガバナー事務所

E-mail：21-22gov@rid2790.jp

**１）地区青少年保護方針**

効果的な青少年保護方針を定め、これを導入することは、地区奉仕プログラムの参加者の内、３０歳以下の青少年を守ろうとする地区の姿勢を明確に表すものである。本文書は、あらゆる青少年が参加するプログラムに関して、地区方針の基本的な枠組みを定めたものである。

**第２７９０地区青少年保護方針**

**1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明****（ロータリー章典2.120.1）**

地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

**2. 定義**

**青少年：**３０歳以下の若者

**ボランティア**：監督者の有無にかかわらず、ロータリーの青少年活動で青少年と直接の接触を持つすべての成人。

ロータリーボランティアには以下が含まれる。

• クラブと地区の奉仕プログラム役員と委員会委員

• ロータリー会員と非会員のカウンセラー

• 活動や外出においてプログラム参加者~~生~~と行動をともにする、またはプログラム参加者に同行する人（ロータリアンであるなしを問わない）、およびその配偶者またはパートナー

• ホストファミリーの兄弟姉妹やその他の家族を含む、青少年交換のホストファミリーの親とその他同居している成人

**青少年プログラム参加者**：地区奉仕プログラム参加者の内、30歳以下の若者

**3. 法人化と賠償責任保険（ロータリー章典41.050.3）**

第２７９０地区は、一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構（RIJYEM）として知られる法人の一部である。本法人は、東京都港区芝公園2-6-15に日本国内法に基づき設立され、現在有効である。

第２７９０地区の青少年プログラム（インターアクト、RYLA、青少年交換）及びローターアクト並びに米山記念奨学は、適切な補償内容と限度額を備える損害賠償保険に加入している。本方針は、組織、従業員、またはボランティアの過失による第三者の損害賠償や訴訟から当組織を守るものである。

**4. クラブの遵守事項**

地区ガバナーは、ロータリー青少年交換に関連した活動を含む、地区内のあらゆる青少年奉仕活動の監督および管理を行う責任を負う。地区は、すべての参加クラブが青少年保護およびロータリー青少年交換の認定条件を遵守するよう監督する。

青少年交換プログラムに参加するすべてのクラブは、審査と認定のため、以下の書類を地区に提出しなければならない。

• クラブが地区および国際ロータリーの方針を遵守してプログラムを運営する旨を明記した署名入りの文書（青少年交換プログラムMOU）

• 申込書、面接、身元照会、犯罪歴調査が終了し、監督なしでプログラム参加者と接することが許可されるまで、ボランティアがプログラム参加者に接触することを禁止することの確認

• パンフレット、申請書、方針、ウェブサイトなど、青少年交換プログラムに関するクラブのあらゆる資料

• クラブが作成したあらゆる青少年保護の研修資料

**5. ボランティアの選考と審査**

国際ロータリーはいかなる形の虐待もハラスメントも許さない。

青少年プログラム参加者との活動にたずさわるすべてのロータリアンとその他のボランティアは、国際ロータリーおよび地区の認定条件を満たしていなければならない。国際ロータリーは、性的虐待もしくはハラスメント、または地域社会で認められた行動基準に反する行為を自ら認め、有罪判決を受け、またはそれに関与したと認められたいかなるボランティアも、ロータリー会員であるかそうでないかを問わず、青少年プログラムに参加することを禁じている。

地区は、青少年との接触を禁止された人に関する極秘の記録を保管し、このような禁止が地区全体で年度を超えて一貫して施行されるようにしなければならない。

青少年活動への関与を禁止された人物は、青少年と接触する可能性のある地区またはクラブの役職を務めることはできない。例えば、青少年プログラム（インターアクト、RYLA、青少年交換）、ローターアクト、米山記念奨学会奨学生カウンセラー、地区青少年保護役員、インターアクトクラブの顧問等の役職である。

性的虐待もしくはハラスメントの告発を受け、警察による調査で結論が導きだされなかった場合、または警察が調査を行わなかった場合、告発された人、およびこの人と将来接触を持つかもしれない青少年プログラム参加者の両方を守るため、さらなる保護措置が講じられなければならない。疑いが晴れた人物は青少年プログラムのボランティアとして活動を続けることを申請できる。そのような復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

プログラム参加者と直接、監督なしで接触する機会を持つ、あらゆる青少年交換プログラムボランティア（ロータリアンと非ロータリアンの両方を含む）は以下を行わなければならない。

• ボランティア申込書を提出する。（ボランティア申込書提出者は付則1に示す）

• 犯罪歴を申告する。

• （できれば直接）個人面接を受ける。

• 青少年交換のホストファミリーは、面接で適性が審査される。面接では以下を示すべきである：

◦ 学生の身の安全と安全確保に力を入れること

◦ 学生を受けいれる動機が、国際親善と異文化交流というロータリーの理念と一致していること

◦ 学生に対する十分な宿泊設備（部屋と食事）を提供できる経済力があること

◦ 学生の福利を保証するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力があること

• 連絡先の記載された身元保証人のリストを提出する（身元保証人には家族を含めず、2名以上のロータリアンは含めないこと）。

• 国際ロータリーと地区の青少年交換プログラム方針を遵守する。

青少年交換プログラムのホストファミリーも、以下の基準を満たしていなければならない。

• 学生の受入前と受入中に、事前通知のあるなしを問わず、家庭訪問を受けいれること。家庭訪問は、以前に学生受入の経験があるホストファミリーに対しても毎年実施しなければならない。

注：ホストファミリーの家に同居するすべての成人は、選考と審査基準を満たさなければならない。これには、ホストファミリーの成人した子ども、他の親族、住みこみもしくはパートの家事使用人も含まれる。

青少年交換学生には、すべてのボランティアに適用される基準を満たすロータリアンのカウンセラーを1名割り当てなければならない。また、カウンセラーは以下の条件も満たさなければならない。

• カウンセラーはこの学生の交換に関して他の権威ある役割を担っていてはならない（例えば、ホストファミリーの一員、校長、クラブ会長、地区またはクラブの青少年交換役員など）。

• カウンセラーは、肉体的、性的、または心理的虐待やハラスメントなど、起こりうるいかなる問題や懸念にも対処できなくてはならない。

**個人面談**：青少年の扱いを専門とする職業の人、またはロータリー青少年プログラムで豊かな経験をもつロータリー会員が、直接会って面談する。ボランティア申込者がロータリーやプログラムについてよく知っている場合でも、事前に作成した標準的な項目に沿って、すべての人に同じ質問を尋ねる。青少年プログラムのボランティアは、信頼でき、親身になって参加者をサポートし、忍耐力がある人であることに加え、適切な判断力があり、成人と青少年の間の適切な境界を理解し、青少年保護方針の順守を理解している人であること。

**身元照会**：身元照会は、身元保証人への電話や面会で行うことができる。身元保証人への標準的な質問項目には、「いつ頃から、どのような関係で申込者を知っているか」「申込者は青少年と接する活動に携わる十分な資格があると思うか」「申込者が青少年プログラムにボランティアとして参加することに懸念があるどうか」などがある。別紙の身元保証人に尋ねる質問（推奨）をご参照。ロータリーにかかわった経験がある人や、ほかの青少年団体でのボランティア経験がある人であっても、身元照会を省略しない。どのような場合も、少なくとも3名の身元保証人に連絡する。申込者の親族は身元保証人として認められず、ロータリー会員は1名まで。身元保証人に連絡した日付と各質問に対する回答を記録する。

**6. 参加者の選考と審査**

地区青少年交換プログラムへの参加に興味があるすべての学生は、地区の指針を満たさなければならず、かつ、以下を行わなければならない。

• 申請書に記入する。

• 派遣クラブと地区の面接を受ける。

• クラブと地区のすべてのオリエンテーションと研修に出席し、参加する。

また、プログラム参加のための学生の適性を判断するため、青少年交換プログラム参加者のすべての親または法的保護者も、クラブと地区レベルでの面接を受けなくてはならない。

**7. 研修**

地区とそのクラブは、青少年保護の研修および青少年プログラムの情報を提供する。青少年奉仕統括委員会及び危機管理委員会が研修セッションを実施する。

地区青少年交換プログラムは、すべての学生とボランティアに対し、青少年保護についての研修と情報を提供しなければならない。青少年奉仕統括委員会・青少年交換委員会及び危機管理委員会が研修を実施する。

地区は以下を行う。

• 地区の指針、地元の慣習や文化に関する情報および法的な義務事項を考慮の上、「ロータリー青少年保護の手引き」を適宜、修正して使用する。

• 研修の出席者、頻度、形式を盛り込んだスケジュールを組む。

• 以下の青少年交換プログラム関係者に対し、それぞれ特化した研修を行う。

◦ 地区ガバナー

◦ 地区青少年交換役員および委員会委員

◦ クラブ青少年交換役員および委員会委員

◦ ロータリーカウンセラー

◦ 青少年交換活動（地元ツアーや地区行事など）に参加するその他のロータリアンおよびロータリアン以外の人

◦ ホストファミリー

◦ 学生（派遣学生と受入学生）

• 参加記録をつける。

**8. 申し立てへの対処**

地区はあらゆる虐待やハラスメントの申し立てを深刻に受けとめ、地区の「虐待およびハラスメント申し立ての報告に関する指針」に従って対応する。

警察、児童保護当局、法的調査機関すべてに協力する。

地区は、地区とそのクラブに虐待とハラスメント防止について助言し、リスクや青少年の安全に影響を及ぼすあらゆる危機を管理できるようにするため、青少年保護役員を任命するべきである。青少年保護役員は、カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、警察、子どもの発達のいずれかの分野で専門的な経験を有すべきであり、ロータリアンでもロータリアンでなくてもよい。

地区はロータリー青少年保護の手引きに示された通り、危機管理計画を作成する。

**9. 青少年の旅行**

地元地域を離れて青少年が旅行する場合は、国際ロータリーと地区の青少年保護方針に従わなければならない。

地区またはそのクラブがスポンサーとなるあらゆる未成年の旅行に関して、地区又はクラブは以下を行わなければならない。

• あらゆる青少年プログラム参加者の親または法的保護者から書面による許可を得る。

• 親または法的保護者に、場所、宿泊、旅程、主催者の連絡先など旅行に関する詳細を伝える。

•居住する家または国から150マイル（240キロメートル）以上の距離を移動する場合、医療、緊急移送、遺体の本国送還、賠償責任などを含む適切な保険に、活動または行事を企画するクラブまたは地区が納得する金額で、プログラム参加者の出発から帰還までの期間、プログラム参加者が加入していることを確認する。

• さらに、青少年交換学生が、ホストファミリーと一緒に、またはロータリーの行事に出席するために地元地域を離れて旅行する場合、または通常は交換プログラムの一環として行われない旅行をする場合、受入地区は派遣地区から事前に許可を得るものとする。

**10. 地区における青少年交換の運営**

地区の青少年交換プログラムは、参加クラブと協力して以下を行わなければならない

• すべての来日~~訪~~学生がロータリー章典の規定によって求められている最低条件を少なくとも満たす保険に加入していることを確認する

（受入地区は診察が緊急で必要になった場合即座に手配できなければならないため、学生が十分な保険に加入していることを確認しなければならない）。

• プライバシー保護に関するあらゆる適用法に従って、プログラム参加の後、原本は５年及び電磁的記録として永久に参加者とボランティアの記録を安全に保管する。

• 地域内の支援団体や支援サービスの一覧（レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン、十代向けのアルコール薬物意識向上プログラム、関連した法執行機関、LGBTQサービスなど）を各学生に提供する。このリストには以下の連絡先を含めなくてはならない。

◦ 来日学生向け：ロータリーカウンセラー、受入側クラブ会長、受入側の地区青少年交換委員長、受入側の地区ガバナー、および互いに関係がなく、ホストファミリーまたはロータリーカウンセラーと近しい関係になく、いかなる問題であれ学生の力になれる、ロータリアン以外の少なくとも2名の支援提供者

◦ 派遣学生向け：ロータリーカウンセラー、派遣側クラブ会長、派遣側の地区青少年交換委員長、派遣側の地区ガバナー

• プログラム活動に関する毎年の調査に記入し、国際ロータリーに提出する。

• 緊急時24時間対応の電話番号を学生に提供する。

• 青少年交換学生が関わるすべての事態（虐待やハラスメントの申し立て、事故、犯罪、早期帰国、死亡など）について、事態を知ってから72時間以内にRI職員

（youthprotection@rotary.org）に報告する。

• ロータリー青少年交換プログラムの枠組み外、または地区認定の仕組み外で交換学生を派遣するなど、あらゆる非公認の交換活動を禁止する。

• 審査済みの緊急用の家庭など、臨時の受入態勢を整えておく。学生をホストファミリーから引きはなす際の基準と手順を設けておく。一時的に滞在する予備の宿泊施設を手配する。

• すべての学生の受け入れは任意であることを確認する。派遣学生の親やクラブ会員に対し、学生を派遣する条件として来日学生のホストファミリーとなることを義務づけてはならない。

• 長期プログラムの参加者には、可能であれば複数のホストファミリーを手配するようにする。プログラム中に3軒のホストファミリーの元で滞在することが推奨される。複数のホストファミリーの手配を妨げるような事情がある場合、事前に派遣地区と受入地区が同意し、学生の親または法的保護者に通知しなければならない。少なくとも1家庭を、予備のホストファミリーとして手配しなければならない。

• 来日学生と派遣学生から毎月報告書を提出するよう求める。この報告書は、現在のホストファミリー、気持ち、懸念、考え、提案などの情報を含むものとする。地区青少年交換委員会は、この報告書に目を通し、プログラム参加者に必要な援助を提供する。

**付則１：ボランティア申込書提出者**

ボランテイア申込書の提出者は、下記の地区及びクラブのロータリーボランティアとプログラムボランティアとする。

１）ロータリーボランティア

イ）青少年奉仕統括委員会

・インターアクト委員会

・ロータターアクト委員会

・青少年交換委員会

・RYLA委員会

・青少年奉仕・地区学友会委員会

ロ）米山記念奨学委員会

ハ）ロータリー財団統括委員会

・奨学生・学友委員会

・ロータリー平和フェローシップ委員会

・ロータリー平和フェローシップカウンセラー

２）クラブ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | プログラム | ボランティア申請書提出者 | 備考 |
| 1 | インターアクトクラブ提唱 | プログラム委員 | プログラム参加者が30歳以下に限り、ボランティア申請書が求められる。 |
| 2 | ローターアクトクラブ提唱 | プログラム委員 |
| 3 | RYLA参加 | 参加者の引率者 |
| 4 | 米山記念奨学生 | カウンセラー |
| 5 | ロータリー財団奨学生 | カウンセラー |
| 6 | ロータリー財団平和フェロー | カウンセラー |
| 7 | その他青少年奉仕活動 | プログラム委員 |
| 8 | クラブ奉仕活動代表者 | 会長・幹事 |

３）プログラムボランティア

・青少年交換ホストファミリーの世帯主

**附則２**

この規程は、２０２２年７月１日から施行する。

**２）虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針**

**第２７９０地区申し立て報告に関する指針**

青少年と接する際の行動規範に関する声明地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

いかなる虐待もハラスメントも許されない。国際ロータリーと地区は、あらゆる青少年プログラム参加者の身の安全と福利を守ることに尽力し、虐待やハラスメントを許さない。すべての申し立ては、深刻に受けとめられ、以下の指針に沿って対応しなければならない。

プログラム参加者の安全と福利を、常に最優先しなくてはならない。

**定義**

**精神的、心理的、または言葉による虐待**：他者の行動をコントロールするために、脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うこと。例として、青少年を拒絶すること、普通の社会的関係を築くのを妨げること、本人の人種、宗教、能力、知性、好み、または個人的な容姿について軽蔑的な発言をすること、などが挙げられる。

**肉体的虐待**：痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として肉体的に接触すること。

**放置（ネグレクト）**：青少年の福利に必要とされる食事、住居、医療、心のケアを提供しないこと。

**性的虐待**：間接または直接に性的な行動に及ぶことを強制あるいは促すこと。これには、同性・異性および年齢を問わず、性的同意年齢に満たない相手に、単独で性的な行動を行うよう圧力をかけること、またはその相手と直接性的な行動に及ぶことを含む。成人と未成年者、青少年プログラム参加者の間におけるいかなる性的行動、または同世代の間におけるいかなる同意のない性的行動も性的虐待とみなされる。性的虐待の例には、のぞき見、公然わいせつ、ストーカー行為、電子的方法によるハラスメントや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない犯罪も含まれる。

**性的ハラスメント**：同意したくない、または同意能力のない人に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質を持つ発言もしくは行為。時に、性的ハラスメントは性的虐待へとエスカレートし、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、不適切な行為に慣れさせるために用いられる場合がある。性的ハラスメントには次のような例がある。

• 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及

• 性的なものを含む、個人的もしくは秘密の贈り物

• 性的な性質を持つ言葉による虐待

• 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示

• 性的な示唆を含む目線や口笛

• 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的接触

• 卑猥な言語または身ぶり・手ぶり、性的示唆や侮辱を含む言葉

**手なづけ**：性的虐待を目的として、相手を油断させて信頼を勝ち取るために精神的なつながりをつくること

**同意**：性的行動を含め、何らかの行為に対する情報にもとづいた、意図的かつ自主的な許　　可

**虐待またはハラスメントの申し立ての受理**

プログラム参加者から虐待またはハラスメントの報告を受けた成人には、以下が求められる。

• 注意深く耳を傾け、冷静に対処する：虐待やハラスメントを報告するのは大変勇気ある行動であることを認める。相手を支えるが、中立的な立場を保つ。ショックや恐れ、不信感を表さない。

• プライバシーを守ることを約束するが、極秘ではない旨を伝える：事態に歯止めをかけ、他の人々に同様の事が起こることを防ぐために、虐待やハラスメントについて誰かに伝える必要があることを説明する。

• 事実を収集する際、尋問のように参加者を問いただすことはしない：誰がいつどこでどうやって何をしたかを聞いて事実を収集する。事実を報告するのは正しいことであるとその青少年に伝える。青少年の動機を疑っている、自分が悪いとほのめかしている、または自分が信じられていないと取られかねない「なぜ」の質問は避ける。申し立ての報告を受けた成人は、この情報を適切な当局に報告する責務があることを忘れない。

• 中立的な立場を保ち、かつ安心感を与える：起こったことについて、学生や他の当事者に対する批判的な態度を取らない。告発された人についても、学生が慕っている人かもしれないため、批判的な態度を取らない。青少年を責めたり、批判したりしないことは、特に重要である。事態の責任はその青少年にはないこと、およびこの件を報告したことは勇気ある成熟した行動であることを青少年に伝え、安心させる。

• 辛抱強く、理解を示す：トラウマを経験した人にとって、体験を詳しく語るのは難しいこともある。できるかぎり、または話せるだけ報告するように励ます。体験を繰り返して説明しなければならない必要性をできるだけ抑える。

• 申し立ての内容を記録する：できるだけ早く極秘の会話記録を取る（会話で言及された日付や場所などの詳細を記録）。青少年が使った言葉を用いるようにする。

**申し立てへの対応**

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、直ちに以下の手立てを講じなければならない。プログラムボランティアが行えるものもあるが、地区役員が行わなければならないものはその旨が明記されている。

**1. 青少年を保護する**

直ちにその状況から青少年を引き離し、疑いのある虐待者やハラスメントを行った人とのあらゆる接触を避けることで、青少年プログラム参加者の身の安全と健康を確保する。このような措置は、青少年の安全を確保するためであり、処罰ではないことを伝えて安心

させる。

直ちに行動を起こして青少年の無事と健康を確保し、必要であれば医療または精神科医の診察を受けさせる。 問題を報告した人および告発された人が青少年である場合、両者に支援を提供する。

**2. 申し立てについて適切な当局に報告する**

虐待またはハラスメントの申し立てを受けた者は、必ず、直ちに危機管理委員長に連絡して調査を依頼する。虐待やハラスメントの申し立ての調査はすべて法執行機関に委ねなければならない。 調査はすべて、ロータリーと関係のない当局によって実施されなければならない。

ロータリー内での第一の連絡先は、ほとんどの場合、当局との窓口となっている危機管理委員会である。この委員会が、適切な当局に助言を求めることとなる。但し、申し立てに危機管理委員長が関わっている場合、地区ガバナーまたは副ガバナーがロータリー内での主な連絡先となる。

地区は、警察または法執行機関による調査に協力する。

地区は、申し立ての報告など、青少年保護に関連した地元、自治体の条例、および国の法令を調べ、あらゆるボランティアが把握していなければならない。

**3. 告発された人を青少年と接触させない**

地区は、問題が解決するまで、性的虐待またはハラスメントを行ったとされる人に青少年プログラム参加者との一切の接触を断たせる。

ロータリー青少年交換学生がホストファミリーの一員について申し立てを行った場合、地区の正式な基準と手順に従ってこの学生をホストファミリーから引き離す。事前に審査済みの別のホストファミリーに学生を移動させる。

**4. 噂話や非難は避ける**

申し立てについて報告すべき相手以外には、誰にも口外しない。調査の間は、当事者全員の権利が守られるように配慮する。地区は、告発を受けた人のプライバシー（極秘情報とは区別される）を保たなければならない。

**5. 解決まで見届け、安全対策を講じる**

申し立ての事実を知ったあらゆるボランティア（ロータリアンであるかどうかを問わない）は、72時間以内に国際ロータリーが報告を受けるようにしなくてはならない。地区役員は国際ロータリーに、随時、状況の報告を行う。

地区は必ず、プログラム参加者（告発された側であっても、告発した側であっても）の親または法的保護者に連絡する。地区は、あらゆる青少年の当事者に、専門家として精神的なサポートを提供する独立したロータリアンではないカウンセラーを紹介する。

警察が調査を行わない場合、または調査により結論が導きだされない場合、地区ガバナーが地区調査委員会として危機管理委員会を指名する。危機管理委員会は、地区青少年保護方針の遵守を徹底させ、青少年の身の安全が第一に考えられていることを確認し、必要であれば地区の手順を変更する。危機管理委員会は、申し立ての正当性を判断する責任を負わない。このような判断は、青少年保護当局の職員や訓練を受けた警察官にしかできないものである。

地区は、警察により調査の結果について連絡を受けたら、犯罪性があった場合もない場合も、当事者全員に連絡する。 地区は、不適切な行為に関するあらゆる申し立てと告発、最終結果、問題解決のために行った対応を記録しておく。不適切な行為のパターンがあれば、これを見分け、対処しなければならい。

附則

　　　この規程は、２０２２年７月１日から施行する。

**３）青少年プログラム ボランティア申込書**

**第２７９０地区 青少年プログラム ボランティア申込書**

青少年と接する際の行動規範に関する声明地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努めています。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは心理的な虐待から身の安全を守るため、最善を尽くす責任があります。

申込書に記載する情報は、当ロータリー地区が身元調査のために外部機関に提供する場合があります。また、身元調査書の入手を申込者本人に要請する場合もあります。

**申込者に関する情報**

氏　名：

住　所：〒

現住所での居住期間：

5年未満の場合、前住所をご記載ください：

住　所：〒

電話番号：

Eメールアドレス：

政府発行の身分証明：

（マイナンバー、運転免許証や保険証の番号など）

生年月日（西暦／月／日）：

**犯罪歴**

1）これまでに何らかの犯罪で嫌疑をかけられたか、有罪判決を受けたか、罪状を認めたことはありますか？　　□はい 　　□いいえ

2）性的、身体的、または言葉による虐待について、家庭内暴力や迷惑行為差止命令、保護命令など、裁判所命令（民事、家庭、刑事裁判所を含む）をこれまでに受けたことがありますか？　　　　　　□はい 　　□いいえ

(1)または(2)で「はい」と答えた場合は、その内容を説明してください。また、それぞれについて、命令を受けた年月日と場所（都道府県と市区町村）を明記してください（必要に応じて、別紙を添付してください）。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**その他の情報・資格・研修**

希望する役割／役職：

ロータリークラブまたはローターアクトクラブの会員ですか？ □はい 　　□いいえ

会員の場合、所属クラブ名と入会年：

この役割／役職を希望する理由：

この役割／役職に関して、どのような資格や研修経験がありますか？

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**ロータリーの青少年プログラムボランティアの経験**

（必要であれば別紙を添付してください）

ロータリーの青少年プログラムで何らかの役割を担ったことがありますか？

□はい 　　□いいえ

「はい」の場合、以下に記入してください。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

地区： 　　　　　　　　　役職：　　　　　　　　　　 年度：

担当責任者名：

電話番号：

Eメールアドレス：

クラブ：　　　　　　　　　役職：　　　　　　　　　　 年度：

担当責任者名：

電話番号：

Eメールアドレス：

行事名：　　　　　　　　　役職：　　　　　　　　　　 年度：

担当責任者名：

電話番号：

Eメールアドレス：

**他団体での青少年にかかわるボランティア経験**

（過去5年間。必要であれば別紙を添付してください）

団体名：

住　所：〒

役割：　　　　　　　　　　　　　 実施日（期間）：

担当責任者名：

電話番号：

Eメールアドレス：

団体名：

住　所：〒

役割：　　　　　　　　　　　　　 実施日（期間）：

担当責任者名：

電話番号：

Eメールアドレス：

**職歴**

（過去5年間、必要であれば別紙を添付してください）

現在または直近の勤務先：

住　所：〒

役職：　　　　　　　　　　　　　　 入社日：

上司の氏名：

電話番号：

Eメールアドレス：

退社の理由：

以前の勤務先：

住　所：〒

役職：　　　　　　　　　　　　　　 入社日：

上司の氏名：

電話番号：

Eメールアドレス：

退社の理由：

以前の勤務先：

住　所：〒

役職：　　　　　　　　　　　　　　 入社日：

上司の氏名：

電話番号：

Eメールアドレス：

**身元保証人**

（親族を除く。元／現ロータリー会員は1名まで）

1. 氏　名：

住　所：〒

電話番号：

Eメールアドレス：

続柄： 知り合ってからの年数：

2. 氏　名：

住　所：〒

電話番号：

Eメールアドレス：

続柄： 知り合ってからの年数：

3. 氏　名：

住　所：〒

電話番号：

Eメールアドレス：

続柄： 知り合ってからの年数：

**地区／クラブ使用欄：**

身元保証人の照会者： 確認日：

身元保証人の照会者： 確認日：

身元保証人の照会者： 確認日：

**同意事項**

本申込書およびあらゆる添付書類に記載された事項はすべて、私の知る限り真実かつ正確であり、審査に不利に働くような情報を隠していないことを私はここに保証します。暴力、性的虐待やハラスメント、またはその他性的犯罪の有罪判決を受けた人、およびそのような嫌疑を受けたことがある人を第2790地区はボランティアとして受けいれないことを、私は理解しています。

第2790地区が、以前の雇用主や身元保証人に連絡すること、かつ、私が提出した正式に認証された公の記録を確認し、警察などの公の記録（道交法違反歴や犯罪歴を含む）を調べて本申込書の記載情報を確認することを許可します。この情報は、私のボランティア適性を判定するため使われることを理解しています。また、ボランティアを務める期間中、いつでもこの情報の再確認が行われる可能性があることを理解しています。私の犯罪歴が閲覧される機会があることも理解しています。

**権利放棄（免責事項）**

地区奉仕プログラムへの採用および参加を約因として、本申込書と関連した身元調査、それと関連した行為、またはその情報により、被免責者の過失により生じる、または私が被るもしくは請求する以下の賠償責任を含む、いかなる請求、損失、損害、損害賠償、費用、身体的傷害、または死亡に対する責任についても、プログラムに参加するロータリークラブ、ロータリー地区、多地区合同組織、およびそれらの会員、役員、理事、委員、代理人、従業員、ならびに国際ロータリー、その理事、役員、委員、従業員、代理人、および代表者（「被免責者」）を、私は法の許す限りでここに免除し、防御し、損害を与えず、免責します。

国際ロータリー第2790地区奉仕プログラム、およびその関係者の定める規則、規定、および方針に従うことに完全に同意します。

暴力犯罪、児童虐待またはネグレクト、児童ポルノグラフィー、児童誘拐、レイプ、またはその他性的犯罪の有罪判決も告発も受けたことがなく、それらに関して精神または心理的な治療を受ける命令を裁判所から受けたこともないことを私はここに確約し、表明し、保証します。

本合意書のいかなる規定であれ違法または執行不能とみなされた場合も、残りの規定は完全な効力を持ちつづけるものとします。本申込書に署名することで、私は本申込書を読み、その内容を完全に理解していることを認めます。

申込者の署名：

氏名： 日付：

**付則１　保存と有効期限**

ボランティア申込書は、地区に於いて原本を5年及び電磁的記録として永久に記録を安全に保管する。

附則２

　　　この規程は、２０２２年７月１日から施行する。

**４）国際ロータリー第2790地区　危機管理総則**

地域社会のリーダー的メンバーによって構成されるロータリーには、常に高い道徳性と社会的責任が求められる。

危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第2790地区は、ロータリーの活動に関連して起こりうる危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む危機管理委員会を設置し、ロータリーの信頼を高めることとする。

第１条　（ロータリーにとっての危機管理の危機）

国際ロータリー第2790地区、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。

ただし、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

第２条　（危機管理委員会の任務）

危機管理委員会は、前条に規定された危機について、その防止・解決のため必要な提言や適切な指導・助言を行うと共に、第４条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

第３条　（危機管理委員会の構成）

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン及びロータリアン以外の第三者により構成される組織とする。

第４条　（危機事案の報告）

第１条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第５条　（危機管理委員会の決定事項の遵守）

危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

第６条　（保険）

地区は、危機への対応のため必要な保険に加入する。

第７条　（危機管理基金）

危機発生時の対応に必要な資金として、地区に危機管理基金を常設する。

その管理・執行は、危機管理委員会の決定に従う。

第８条

この総則の実施に必要な事項は別途定める。

附則

　　　この規程は、２０２２年７月１日から施行する。

**５）国際ロータリー第２７９０地区　危機管理委員会規程**

第1条　定義

（１）地区：国際ロータリー第2790地区

（２）地区プログラム：地区において実施するプログラム

（３）関連委員会：地区プログラムに関する地区委員会

（４）青少年：３０歳以下の若者

（５）本委員会：地区危機管理委員会

（６）危機：交通災害、自然災害、事故・病気、感染症まん延、身体的・性的・精神的虐待あるいはハラスメント、個人情報漏えい等が発生した事態

（７）指針：「ロータリー青少年保護の手引き」・「地区青少年保護方針」・「地区虐待・ハラスメントの申し立報告に関する指針」・「地区青少年プログラムボランティア申込書」及び「地区危機管理計画」

第２条 趣旨

本規程は、地区プログラムの参加者全ての安全と健康および健全な生活を守り、危機を防止すると共に、危機が発生した場合の適切なる対応のために必要な事項を定めるものである。

第３条 ガバナーの責務

地区ガバナーは、青少年に係る危機管理に関し、地区として最終責任を負うものとする。

第４条 地区プログラムに関する委員長の責務

関連委員会の委員長は、第５条に規定する本委員会との連携を図りつつ、地区プログラムに参加する全ての者に対し、危機を未然に防ぐために適切な指導、啓発活動を行うとともに、危機の場合に参加者の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

第５条　危機管理委員会

地区に危機の防止に必要な施策を提言・実行し、危機の場合の適切な対応に当たるため、危機管理委員会を設置し、関連委員会と連携して次に掲げる業務を行う。

（１） 啓発活動および研修

地区プログラムに参加する青少年に対して危機から身を守るために、また、青少年に係わるロータリアンおよびボランティアに対して身体的・性的・精神的虐待とハラスメントから青少年を保護するために、啓発活動および研修を実施する。

（２） 危機の発生を回避する為の環境整備

関連委員会と協力し、地区プログラムに参加する青少年のサポートを担う広範囲なネットワークを構築し、危機の発生に至る以前に何らかの問題が生じたときに直ちに解決の手を打てるように努力する。異文化に生活する参加者の活動を、大学院、大学、専門学校、及び学校等の参加者が就学する教育機関・その就学生・市民に周知し、日頃の交流が進むような環境の整備に努力する。

（３） 危機の発生報告の受理

地区プログラム参加者から虐待・ハラスメントについて申し立てを受けた全てのロータリアン及びボランティアは、虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針に従い、または準拠して、直ちに事実関係を本委員会に報告しなければならない。

（４） 危機の発生報告後の手続

報告を受けた本委員会は、直ちに本委員会を開催し、指針に従い、または準拠して、下記の処置を行う。

①　本委員会において報告された内容が、法令上所定の機関に通告し、あるいは刑事上の手続を行うべきものであると判断したときには、ガバナーの承認を得て本委員会担当者がそれを行う。

②　本委員会は、危機の申し立て内容を地区ガバナーに直ちに報告する。地区ガバナーは、その報告を精査し、本委員会が報告を受けてから７２時間以内に当該申し立てを国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について事後報告する義務がある。

③　本委員会は、地区危機管理計画に従い、または準拠して、青少年を支援する必要がある場合には、地区に対策チームを結成して対応するものとする。

（５） 危機対策チーム

危機が発生した場合、当該危機の特性に応じて迅速に必要な援助者を揃え、必要に応じ危機対策チームを編成し、危機の解決に当たるものとする。

（６） 報道機関等に対する広報

本委員会は、関連委員会と共に適切かつ一貫した対応を図り、関係者の権利を保護するために、報道機関等に対する広報は、本委員会の特に定めた者がこれに当たる。当該関係者は、知り得た情報を他に提供してはならない。

（７） 地区およびクラブの責務

本委員会は、当該発生事案について、地区および当該ロータリークラブとして安全保護義務を怠っていなかったかどうかを十分に検証する。地区プログラムに係わるボランティアの審査と選考は、当該ロータリークラブの責務であり、地区プログラムの各クラブカウンセラーの研修は、地区の責務である。

（８）ボランティアの個人面談、身元照会

本委員会は、地区青少年プログラムボランティア申込書に記載された身元保証人への個人面談、身元照会を地区青少年保護指針（付録A、B）に定められた方法で行うものとする。

（９）地区レベル成人ハラスメント対応

地区内にて成人ハラスメントの申し立てがあった場合は、ロータリー章典26.120.のガバナーに任命された委員会として、本委員会が機能する。

第６条　危機管理委員会の構成

第１節　本委員会は、常任委員と専門委員によって構成される。それぞれの構成内容は別に定める。

第２節　常任委員は、弁護士等司法関係者及び医師等医療関係者を含むものとする。

第３節　委員の任期は１年とし再任を妨げない。

第４節　本委員会の委員長は、地区パストガバナー若しくは経験豊かな会員とする。

第５節　委員長は、本委員会を招集し本委員会を代表する。また、ガバナーの任命により地区青少年保護役員を兼務する。

第６節　本委員会の議決は、別段の定めがある場合を除き、常任委員の過半数をもって決する。専門委員は、本委員会の委員長より要請がある場合に出席する。

第７節　専門委員は、地区プログラム委員長により構成する。危機の際に組織される第５条（５）の危機対策チームは、当該プログラム統括委員長をチーム長とし、専門委員とで構成する。

第７条　異議申し立て

第１節　当該地区プログラム参加者または被申立人が、関連委員会または本委員会の処置に対して不服がある場合は、本委員会に対して異議申し立てができる。

第２節 異議申し立てがあった場合は、本委員会委員長は本委員会を招集し、申し立て内容を本委員会にて充分かつ詳細に討議する。

第８条　保険契約の締結

地区ガバナーは、原則として本委員会が対象とする危機に対する適切な補償額と補償内容を備える人格権侵害補償が特約された損害賠償責任保険に加入するものとする。しかし、当該保険では賄いきれない事態の発生に備え、地区内ロータリアンの協力の下に善意による「危機管理基金」を地区内に創設する。

第９条　守秘義務

本規程に係わる個別案件の調査および対応に関与する者は、当事者・その他関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮すると共に、任務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。任務を退いた後も同様とする。

　　　附則

　　　この規程は、２０１０年７月１日から施行する。

この規程は、２０２２年７月１日から施行する。

**付則１：危機管理委員会の構成**

国際ロータリー第２７９０地区　危機管理委員会規程第６条第１節により、委員会構成を定める。

**常任委員構成**

１）委員長：地区パストガバナー若しくは経験豊かな会員

２）副委員長：地区ガバナーエレクト

３）委員：地区ガバナーエレクトノミニー

４）委員：地区統括委員長（青少年奉仕）

５）委員：地区統括委員長（奉仕プロジェクト）

６）委員：地区統括委員長（ロータリー財団）

７）委員：地区米山記念奨学委員長

８）委員：専門職能会員（弁護士）

９）委員：専門職能会員（医師）

１０）委員：外部有識者（第三者）

１１）アドバイザー：元委員

**専門委員構成**

１）地区社会奉仕委員長

２）地区国際奉仕委員長

３）地区インターアクト委員長

４）地区ローターアクト委員長

５）地区青少年交換委員長

６）地区ライラ委員長

７）地区学友委員長

この規程は、２０２２年７月１日から施行する。